

法人向け PC 用故障ディスク返却不要サービス

法人向け PC 用故障ディスク返却不要サービスの対象となる PC 製品
当社が指定する VAIO PC

対象 VAIO PC の確認方法

法人向け PC 用故障ディスク返却不要サービスのご契約を希望される場合は、VAIO 担当営業までお問い合わせください。(対象製品のサービスサポートに関する各種状況、部品交換サービスに具する部品の調達・在庫状況などの事情により、対象製品ご希望のサービスを販売提供できない場合がございますがご了承ください。)

対象期間

「故障ディスク返却不要サービス 3年」をご購入の際に、お客様が指定するサービス開始日から、3年間。「故障ディスク返却不要サービス 4年」をご購入の場合は、4年間。「故障ディスク返却不要サービス 5年」をご購入の場合は、5年間。

サービス内容

「故障ディスク返却不要サービス」は、同じ有効期間を持つ「オンサイトサポート」の有償オプションとなっております。従いまして、「故障ディスク返却不要サービス」と同じ有効期間の「オンサイトサポート」を同時にご購入いただく必要があります。

本サービス期間内に、あらかじめシリアル番号を登録いただいた PC のオンサイトサポートサービスを実施する際に、「故障ディスクの返却不要サービス」を受けることができます。

本サービスのサービス実施受付について

VAIO 法人様向けサポート窓口にて承ります。オンサイトサポート申込時に、「故障ディスク返却不要サービス」の適用も申告願います。

VAIO 法人様向けサポート窓口

ナビダイヤル：0570-009-810 ※

※受付時間 9：00～18：00 (土日祝休み)

法人向け PC 用故障ディスク返却不要サービス契約約款

VAIO 株式会社（以下「当社」といいます）は、本約款に基づき、法人向け PC 用故障ディスク返却不要サービスを購入いただいた場合、シリアル番号をご登録いただいた VAIO PC について本サービスを提供いたします。

第 1 条 用語の定義

「対象製品」

本契約約款の第 2 条に基づき、本サービスの対象になる VAIO PC をいいます。

「故障」対象製品を使用した際に生じた対象製品の瑕疵に起因したハードウェア障害を意味します。

「お客様」

本サービスの購入者をいいます。

「本サービス」

本契約約款の第 4 条第 1 項に記載する各種法人向け PC 用故障ディスク返却不要サービスをいいます。

第 2 条 本サービスの対象

本サービスは、対象製品の「オンサイトサポート」ご購入の際の有償オプションとしていただきますので、対象範囲は、「オンサイトサポート」ご購入の際に本サービスを同時にご購入いただき、その際にお客様にシリアル番号をご登録いただいた対象製品に搭載されている HDD および SSD とします。

第 3 条 本サービスの提供期間

本サービスの提供期間は、本サービスのご購入の際にお客様にご指定いただいたサービス開始日から「故障ディスク返却不要サービス 3 年」の場合は 3 年間、「故障ディスク返却不要サービス 4 年」の場合は 4 年間、「故障ディスク返却不要サービス 5 年」の場合は 5 年間とします。

第 4 条 本サービスの内容および適用

1. 本サービスは、同じ期間の提供期間を持つ「オンサイトサポート」の有償オプションのひとつで、本サービスが有効な提供期間内に対象製品のオンサイト修理時において交換した故障ディスク（SSD や HDD）をお客様の資産としてご提供するサービスです。

2. 本サービスでは、オンサイトによる作業を行います。なお、作業については、当社所定の内容及び手順等に従い行います。

第5条 本サービスのご利用方法

1. 別途ご購入された「オンサイトサポート」をご利用時に、本サービスをご利用できます。「オンサイトサポート」は、“[オンサイト修理規約](#)”に基づきます。本サービスをご利用される際は、次に定める書類等をご用意の上、当社所定の修理受付窓口へ直接ご連絡ください。

- ・ 対象製品のシリアル番号を確認できる書類または製品本体

2. 別途ご購入された「オンサイトサポート」をご利用時に故障ディスクを交換する修理を行った場合に、本サービスにて、交換された故障ディスクをご返却いたします。

第6条 本サービスの対象外

第4条に記載される対象サービスを除き、修理及びサポート等は本サービスの対象外となります。尚、当社は本サービス作業中に見つかった故障に関して修理を行う場合は、当社の"[修理規約](#)"、“[オンサイト修理規約](#)”に基づいて行い、発生する費用はお客様にご負担いただきます。かかる修理規約と本約款の間に齟齬がある場合には、かかる修理規約の規定を優先するものとします。

第7条 本サービス利用にあたってのご注意

1. 第2条に定める本サービスの対象以外の交換された部品の所有権は当社に帰属するものとし、お客様にご返却できませんので、あらかじめご了承ください。

2. 対象製品の本サービスの作業中の代替製品や貸出機などの提供は本サービスには含まれず、当社はお客様に対して、これらの製品の提供は行いません。

3. お客様は、本サービスに定める地位もしくは権利を第三者に譲渡、質入れまたは担保提

供などの行為を行うことはできません。

4.本サービスは本サービスを原則有償でお申込みいただいたお客様に本約款に従って、対象製品のサービス作業を提供するものであり、対象製品が使用できないことによる損害の補償は行いません。

5.本サービスご購入後、対象製品のシリアル番号のご登録が必要になります。シリアル番号の登録に必要な書類は、担当営業から入手いただくか所定の URL からダウンロードしてください。ご記入後、担当営業へお渡し願います。

6. 本サービスの履行において、記憶内容の破損、変質、消失に関し、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任は負いません。

第8条 個人情報の取り扱い

当社は、サービス提供の過程で、当社にご提供いただいた氏名・住所 等のお客様の情報およびお客様がサポートおよびサービス等をご利用した際に当社が記録する履歴（以下、これらを総称して「お客様の個人情報」とします）について、次の定めに従い取り扱います。

1. お客様の個人情報の利用目的お客様の個人情報は、以下の目的にのみ利用させていただきます。法令により認められた場合を除き、あらかじめお客様のご同意をいただくことなく、以下の目的以外で利用することはありません。

(1)本サービスの提供

(2)製品の開発およびサービス・ユーザーサポートの向上のための参考

(3)当社のサービスに関するご意見やご感想の提供をお願いするため ※お客様の個人情報をご提供いただけない場合は、利用目的に基づくお客様へのご案内等がおこなえない場合があります。

2.お客様の個人情報の安全管理に関し、当社は、お客様の個人情報を正確・最新の内容に保つように努め、不正なアクセス、改ざん、漏えい、滅失、き損などを防止するため、現時点での技術水準に合わせた必要かつ適切な安全管理措置を講じます。なお、当社は、利用目的の達成により保管の必要がなくなったと判断した場合、お客様の個人情報を速やかに消去いたします。

3.お客様の個人情報の提供について以下の場合を除き、あらかじめお客様のご同意をいた

だくことなく、お客様の個人情報を第三者に提供することはありません。

- (1)お客様に同意いただいた利用目的の達成のために、必要な業務を当社が他社に委託した場合で、当該委託先に対してお客様の個人情報の提供が必要な場合（なお、当社は委託先を十分な個人情報セキュリティ水準にあることを確認のうえ選定し、契約等を通じて、必要かつ適切な監督をおこないます）
- (2)司法機関または行政機関から法令に基づく要請を受け、要請理由が妥当と判断した場合。
- (3)人の生命、身体、財産を保護するために提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。
- (4)合併、会社分割、事業譲渡その他の事業承継の場合

4.お問い合わせおよびその他のご連絡このたびご提供いただくお客様の個人情報について、照会、修正、消去、またはユーザーサポートの提供の停止を希望される場合には、修理をお申込みになりました各窓口までご連絡ください。可能な限り速やかに対応いたします。

第9条 反社会的勢力との関係排除

お客様が反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という）第2条第2号に定義される暴力団、暴対法第2条第6号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団およびその他の暴力的な要求行為もしくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団または個人）であることが判明した場合には、当社はかかる事由が生じた時点以降いつ何時においても、何等の催告を要することなく、本サービスに関する契約の全部または一部を解除できるものとします。

第10条 本サービスの終了

1.次に定める場合に本サービスは自動的に終了します。

- (1)本サービスの提供期間を経過した場合
- (2)対象製品が盗難などで滅失した場合（当社が認める特別な事情による場合は除く）

2.原則、本サービスの購入のために支払われた費用は如何なる理由があっても返金致しません。

第11条 本約款の変更

当社は、本約款を変更する必要がある場合、お客様に対する通知をもって変更できるものとします。

付則

本約款は、令和5年1月1日より適用します。